

1 新センターの施設管理について

- 現在の公益活動促進センターの指定管理業務は、2階・促進センター部分のみ。
 - ⇒新センターの指定管理業務は、センター施設1～4階全体。
 - 新センターの貸室の無料利用を認める団体の範囲を合理的に画定し、運用すること（現行登録制度の見直し）。
 - 指定管理に利用料金制（指定管理者にとって、増収分はインセンティブ、減収分は負担リスク）の導入の可否を検討すること。
- 【理由】税金の効果的な投入を検討するため。

2 条例における池田市公益活動促進協議会の位置づけ

- 条例第19条の促進協議会固有の処理事項の規定を削除、又は、促進協議会固有の処理事項としてではなく、新たな中間支援組織の処理事項として存置することを検討。
 - ⇒促進協議会の組織に関わる規定も見直し。
- 【理由】促進協議会の活動成果を確認し、中間支援業務拡充のため

3-① 地域団体（自治会等）への支援

- 公益活動団体中心の支援業務から地域団体（自治会等）まで広く「公益活動を行う団体」への支援を拡大すること。
 - 考えられる支援の方法は、新センターにおいて自治会等の相談窓口を設置すること、地域コミュニティ推進協議会※の活動との連携を促進すること等。
- 【理由】自治会加入率の低下及び地域における担い手不足が深刻な問題となっている。公益活動を行なう団体においても、人材不足、活動の場が不足しており、両者のマッチングを強化するため。

3-② 他の中間支援組織との連携を強化

- 市内の他の中間支援組織との連携を強化すること。特に池田市社会福祉協議会のボランティアセンターの登録グループと重複した登録団体があるため、連携した施策を行うこと。
 - 連携強化のため、まずはスタッフ間の情報交換の機会を増やすこと。
- 【理由】連携を強化することにより、市内の公益活動を行う団体の「つながり」に厚みが増すことが期待されるため。

3-③ NPO法人の設立に関する相談等支援

- 現在、市が行っているNPO法人の設立相談等について、公益活動促進のための支援の一環として指定管理者が行うこと。（市と協働して行うこともあり。）
- 【理由】公益活動団体設立からNPO法人へのステップアップまで、一貫した支援が有効であるため。

3-④ 多様な主体間の連携・協力のための支援強化

- 公益活動を行う団体、行政、企業、地域、大学等の連携・協力のための支援強化を行うこと。
 - 大学との連携強化については、石橋地域に建設される石橋地域拠点施設との連携を行うこと。
- 【理由】連携・協力関係が築かれることにより、公益活動を行う団体の活動、組織の発展が期待されるため。

※地域コミュニティ推進協議会とは、本市地域分権制度の中で、各小学校区に設置された地域活動団体。